参考資料

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

生産性向上に関する主な支援機関及び支援策

厚生労働省 職業安定局雇用政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．主な支援機関（分野横断）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

公共職業安定所（ハローワーク）の概要

○　**ハローワークは、憲法に定められた勤労権の保障**のため、障害者や生活保護受給者の方など民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい**就職困難者**や人手不足の**中小零細企業**を中心に、**国が無償で支援を行う雇用のセーフティネットの中心的役割を担うもの。**

（令和７年度実績）新規求職申込件数442.2万件、新規求人数953.3万件、就職件数109.5万件、雇用保険受給資格決定件数137.5万件（見込み）

○　**ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策（企業指導・支援）の３業務を一体的に実施**（※１）することで、**増加している就職困難者の方などへの就職支援**（※２）**を効果的に実施。**

（※１）OECDの雇用戦略でも、職業紹介・雇用保険（失業給付）・雇用対策の３機能は統合されるべきと勧告（1994年・2006年）
（※２）障害者の方に対する関係機関と連携したチーム支援による職業紹介と障害者雇用率達成指導を一体とする支援など

○　**ハローワーク（544所）の全国ネットワークによる支援**（※３）のほか、**雇用対策協定（336自治体）**に基づく連携施策や、**自治体とのワンストップ窓口（341か所）等により、地域密着型の就職支援を実施。**

（※３）東京の本社から一括で求人受理し、全国のハローワークで職業紹介を実施したり、UIJターン希望者への職業紹介を実施
（注）令和８年４月１日時点の数値

○　**主要国と比較して少ない職員数**（※４）の下、**業務システムの刷新や、PDCAサイクルを通じた全ハローワークにおける業績評価・改善の取組**を通じて、**利用者サービスの向上を推進。**

（令和８年度のハローワークの人員体制）職員数10,566人、相談員数17,928人（令和８年４月１日時点）
（※４）職員１人当たり労働力人口及び失業者数を比較すると、ハローワークの職員体制は、欧州主要国（ドイツ・フランスなど）より非常に小さい。

組織上の位置づけ

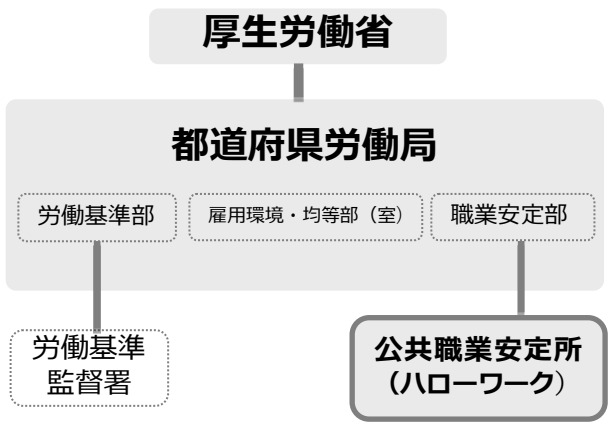

主な業務

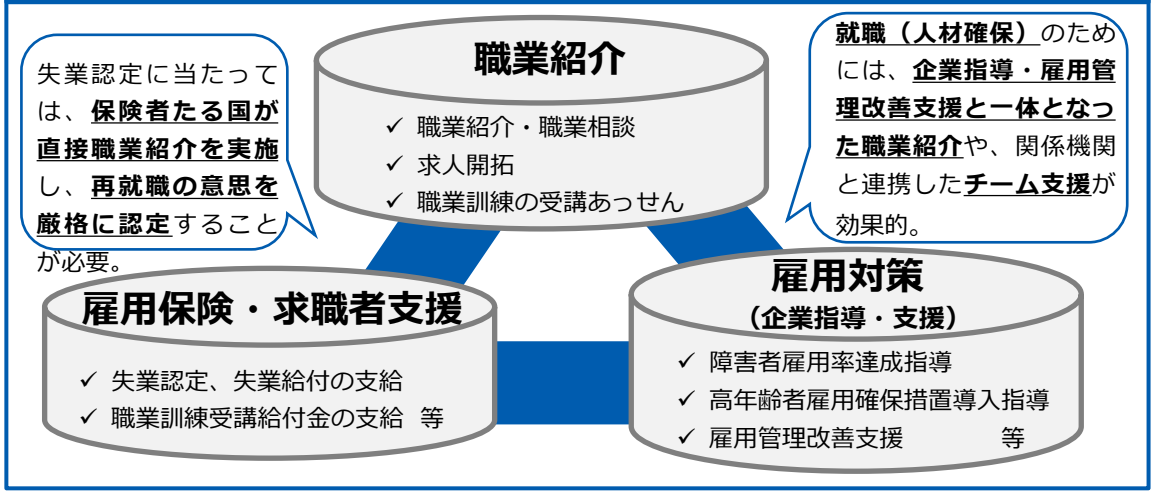

ハローワークにおける人材確保支援について（６分野）

支援の概要

○ 医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野（６分野）の人材確保を強化するため、主要なハローワークに**「人材確保対策コーナー」**を設置（全国１２４か所に設置し、専任のスタッフを配置）。

<コーナーにおける支援内容>

・求人者に対し、窓口相談や事業所訪問を通じた、求人充足のための求人条件の見直しや求人票の書き方の助言・指導
・求職者に対し、担当者制（マンツーマン方式）によるきめ細かな職業相談・職業紹介
・業界団体、関係機関等と連携した業界の魅力発信・求職者の掘り起こし、ツアー型面接会や就職面接会などのマッチング機会の提供

支援実績

○ ハローワーク全体（６分野の就職件数）では、**約29.6万人**（令和７年度）

○ 業界団体・自治体等と連携したセミナー、就職面接会、職場見学会等を延べ約14,700回開催（令和７年度）

連携事例

〔ツアー型面接会〕（看護）
看護師等を募集している病院での面接と施設見学をセットにし、ハローワーク職員が同行して実施

〔お仕事相談会〕（介護）
介護ロボットの展示・体験会と併せた就職相談会を県と連携して開催

〔業界セミナー〕（警備）
警備会社、警備業協会と連携してセミナーを開催

〔業界と連携した面接会〕（運輸）
トラック協会と共同で面接会を開催

雇用管理改善等コンサルタントについて

人材不足分野等の事業主からの雇用管理に関する相談に対し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握、分析し、的確かつ効果的な相談及び援助を行うことにより、問題の解決を図る。

事業所選定方法

安定所における人材不足分野等の事業主への求人充足支援または雇用管理指導援助の過程において、**当該事業所で雇用管理制度の整備が進んでおらず**、**求人票の労働条件や就業環境が同一業界の他の事業所や管内地域の事業所と比べ改善の余地がある場合**や**事業主が従業員の定着に困っている場合**にコンサルタントの活用を案内

具体的なコンサルタントの活用の流れ

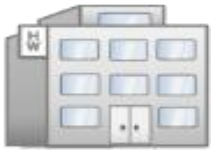

ハローワーク（HW）

1 ハローワークが求人充足支援または雇用管理指導援助を実施

○求人充足に向けたコンサルティング等
○雇用管理改善に関する集団セミナー等
○事業所が抱える課題に応じて、コンサルタントの無料相談を提案

ハローワーク職員

人材不足分野等の事業所

2 コンサルタントの利用を希望

3

ハローワークが労働局へ連絡し、労働局で事業所へのコンサルタント訪問日程を調整

労働局

ハローワーク職員

コンサルタント

4 日程調整の上、コンサルタントと職員が訪問

○事業所の雇用管理に関する課題把握、改善提案、改善実施についての相談

5 終了後、フィードバック

○コンサルタントから労働局へ結果をフィードバックし、ハローワークで更なる求人充足支援等を実施（①へ）

ハローワークによる医療・介護・保育分野の求人充足対策の取組強化

令和７年度の取組

課題　求人者（病院・施設）への働きかけの弱さ、ニーズの把握、ニーズに即した対応の弱さ

対応　医療・介護・保育分野について、それぞれ**集中取組期間（３ヶ月間）を設定**し、**人材確保対策コーナー（人確コーナー）設置ハローワーク**（119所→令和７年度補正予算により124か所に増設）**を中心**に、**ハローワーク幹部が地域の重点病院・施設を訪問（アウトリーチ）**し、求人を開拓するとともに、求人充足まで継続して支援する取組をスタート。

※事業所訪問により賃金引き上げ含め**求人条件の見直し**や**求人票の書き方のアドバイス**、事業所希望に応じた**ツアー型面接会や就職面接会の開催**、**求職者への求人情報提供・応募勧奨**　等を実施。

※事業所訪問時には、雇用仲介事業者利用の留意点も案内。

（事業所見学会の様子）

結果　３分野合計で**4,620回訪問、45,216求人を開拓、充足数5,148人**

※保育分野は新卒応援ハローワーク等と連携した指定保育士養成施設への訪問によるハローワーク利用勧奨等も実施。193回訪問し101施設から支援の希望があった。

（取組事例）
- 所長が事業所を訪問し、求める介護職の人物像を聴取。求人情報の提供により訪問から５日後に１名紹介・採用。（鳥取県・グループホーム）
- 看護助手の求人を開拓。求人公開から直ちにハローワークをあげて求職者への情報提供・応募勧奨を行い、10日で１名採用。（静岡県・総合病院）
- 事業所訪問により求人条件見直しを提案・PRポイントを確認。SNSやDM送付等により求職者に情報提供し、職場見学会を経て２名採用。（香川県・保育所）

一定の成果が得られたため、
ノウハウを横展開し
抜本的強化

「令和８年度　医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」

１．アウトリーチによる求人充足支援の強化

- **医療機関・介護施設・保育所へのアウトリーチ支援による求人充足支援を、全ハローワーク（544所）の最重点事項として通年で実施。**
- **特定の分野を対象とした取組を全ハローワークの最重点事項とするのは初の試み。**
- **急募求人（配置基準を満たすため迅速な充足が必要な求人など）は、求職者への優先的な求人情報の提供など、早期の求人充足に向けて迅速に対応。**
- **賃金引き上げ含め求人条件の見直しや求人票の書き方のアドバイスを重点的に実施。**

※ アウトリーチ支援強化とあわせ、好事例の横展開、職員の育成の取組を継続して実施。

令和８年４月～５月の実績：３分野合計で　**8,204回訪問、34,915求人を開拓、充足数2,206人**

２．公的な無料職業紹介機関との連携強化

- ナースセンター等によるハローワークへの巡回相談の対象所や回数拡充、急募求人の情報を共有し双方で迅速な充足支援の実施　など

３．関係団体との連携強化

３分野訪問実績：５４０団体（令和８年３月31日時点）

- 労働局幹部が地域の関係団体を訪問、①上記取組の周知依頼、②充足支援が必要な事業所情報の収集、③雇用仲介事業者利用の留意点の説明や法令違反が疑われる事例の把握等を行う。（結果を踏まえ、ハローワークによる求人充足支援や労働局による相談対応・指導監督等を実施。）
- 本省も中央の関係団体を訪問、労働局・ハローワークの取組への協力を依頼し、インターネットサービスの改善意見を聴取し今後の改善に反映。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和８年度当初予算額　30億円（30億円）※（）内は前年度当初予算額。

１ 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

○　労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
○　企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
○　働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

＜取扱いテーマ例＞
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

２ 事業の概要・スキーム、実施主体等

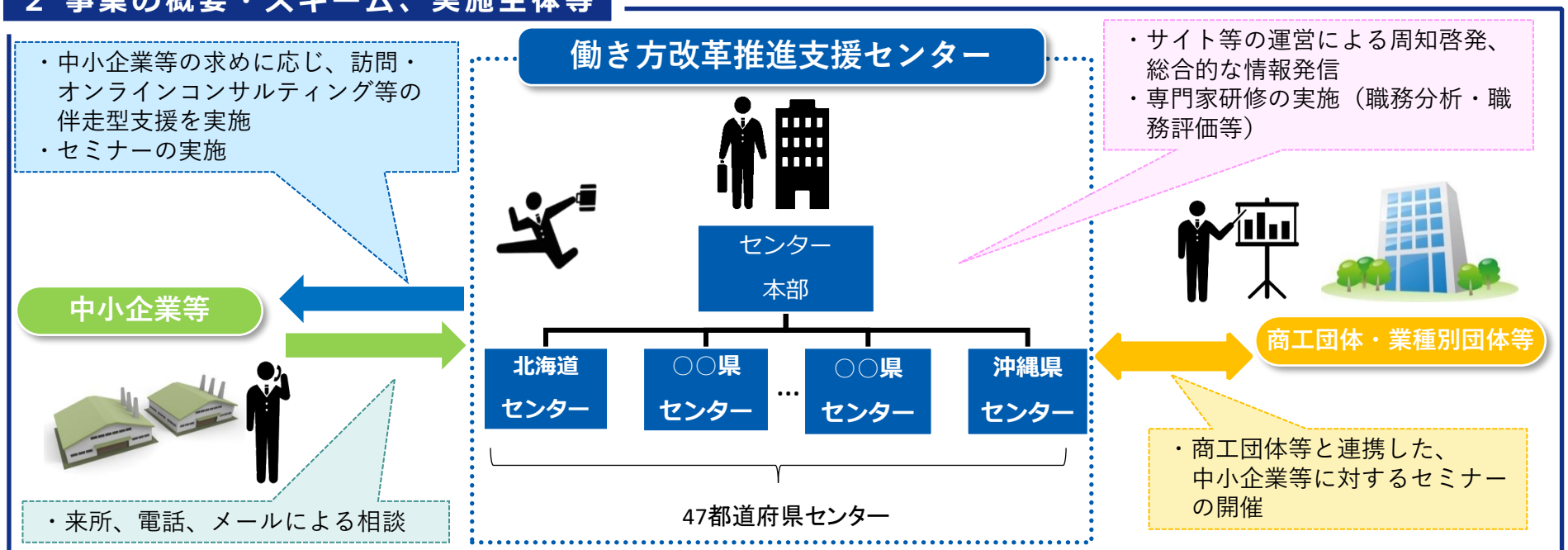

実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績（令和7年度）：窓口等における個別相談件数　約27,000件、コンサルティングによる相談件数　約27,000件

生産性向上人材育成支援センターの概要

○令和６年度実績
利用事業所数：59,616事業所

生産性向上人材育成支援センターとは、中小企業等に対して人材育成に関する相談を実施し、様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案し、職業訓練の実施まで一貫して支援する総合窓口。

生産性向上人材育成支援センターは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ等に設置（全国 87 カ所）。

生産性向上人材育成支援センター支援の流れ

ＪＥＥＤホームページ
生産性センターの支援メニューを紹介しています。

1．人材育成に関する相談

人材育成に悩みを抱える中小企業等を、担当者が訪問し、人材育成に関する課題や方策等を整理。

2.人材育成プランの提案

整理した課題等に応じて、生産性向上人材育成支援センターの用意する様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案。

3.職業訓練の実施や指導員の派遣

人材育成プランに応じて、民間を活用した企業の要望に応じたオーダーメイド型の職業訓練の実施や、指導員の派遣等を実施。

相談例

- ものづくりのスキルアップをどのように行えば良いのか分からない
- 職場のベテランのノウハウを若手に伝えたいがどうすれば良いか
- 工場にITを導入したいけど何を使えば良いのだろうか
- インターネットを活用して販売促進を行いたい
- 研修を行いたいが講師がいない、研修場所がない

等

生産性向上支援訓練を実施した事業主に対するアンケートにおいて「生産性向上等につながった」旨の回答割合は**93.5%**。（R7.3月末時点）
同じく、訓練受講者に対するアンケートにおいて、「訓練が役に立った」旨の回答があった割合は**98.6%**。（R7.3月末時点）

【主な生産性向上等につながった主な意見】
・社員一人ひとりがデジタル化による業務改善に取り組むようになった

【役に立った主な意見】
・社内DXの進め方が明確になった

支援の概要	訓練期間	コース数・受講者数（令和６年度）
生産性向上支援訓練 民間教育訓練機関に委託して、生産管理、IoT、クラウドの活用、組織マネジメント、ITによる業務改善など、生産性向上に必要な知識等の習得を支援	概ね１～５日（６～30時間）（ＩＴ業務改善は４～30時間）	訓練コース：5,677コース 受講者数：70,951人
在職者訓練 機構が実施する、生産現場の課題解決に向け、実習を中心としたカリキュラムにより、高度なものづくり分野の技能・技術の習得を支援	概ね２～５日（12～30時間）	訓練コース：9,202コース 受講者数：72,187人
職業訓練指導員の派遣／施設設備の貸出 機構の職業訓練指導員を企業に派遣、ポリテクセンター等の施設設備等の貸出し	—	指導員派遣：2,995人 施設設備貸与：10,068件

(公財)産業雇用安定センターの運営

1 事業の目的

○ 産業雇用安定センターは、昭和62年3月、13の産業団体の拠出により設立された公益財団法人。
○ 全国47都道府県に地方事務所を設置し、出向等支援協力員543名を配置。
○ 産業間・企業間の円滑な労働移動に寄与するとともに、生涯現役社会の実現に向けて高年齢者の就業促進を図るため、以下の事業を実施。
○令和7年度事業実績 ： 送出し件数 20,300件、成立件数 11,907件、成立率 58.7%

2 事業の概要・スキーム

○ 出向・移籍のあっせん等 38(37)億円

企業への人材の受入・送出情報の提供、人事担当者等への相談援助に加え、対象労働者へのカウンセリングや訓練の実施等により、企業間の出向・移籍のあっせんを行う。

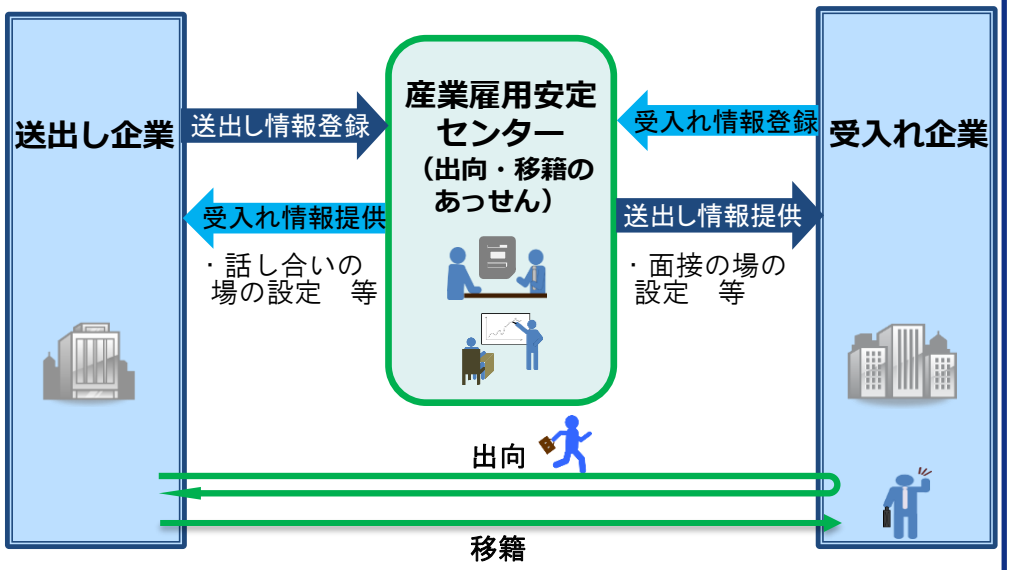

○ 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業 6.3(6.2)億円

65歳を超えて働くことを希望する高年齢者のキャリア・就業希望等の情報を登録し、その活用を希望する企業との間でマッチングを実施する。

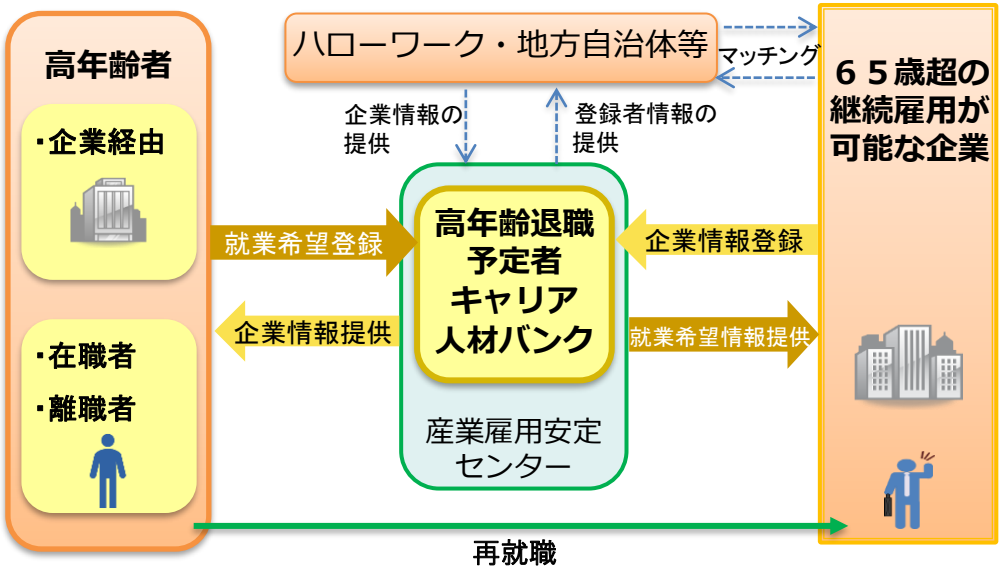

よろず支援拠点

- 平成26年度に事業を開始し、令和6年度で創設から10年が経過。知名度の向上により、年々相談件数は増加。令和6年度は30万件強の相談対応を実施。
- 小規模事業者を中心とした様々な業種の事業者からの、売上拡大、経営改善、創業、事業承継、人手不足等の多様な経営課題に関する相談に対応しており、よろず支援拠点で対応した事業者の課題の延べ件数も増加傾向。

相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移

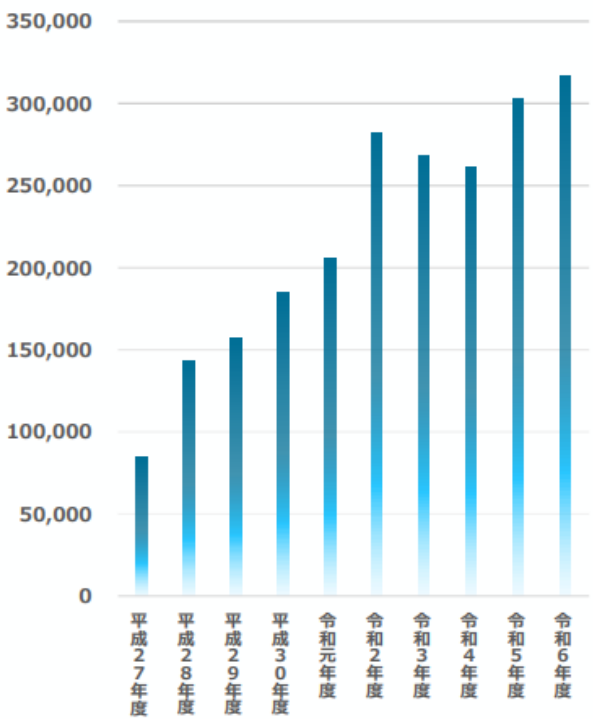

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移

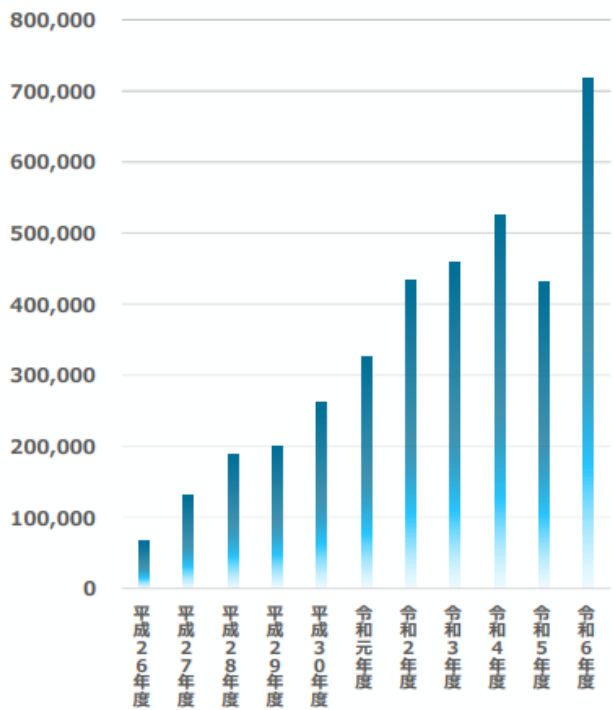

従業員数

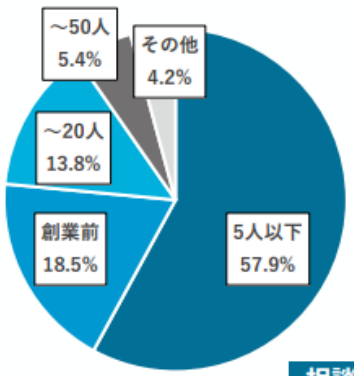

業種

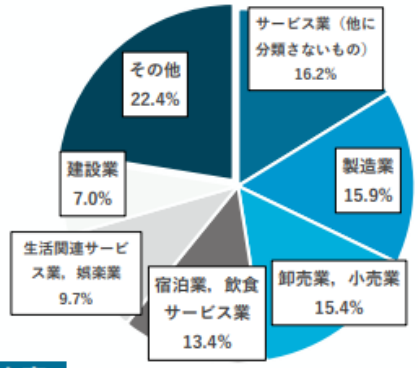

相談内容

主な経営課題	割合
1．売上拡大	57.0%
2．経営改善	23.8%
3．創業	14.5%
4．事業承継・廃業等	4.7%
うち、人手不足関連	25.0%

※上記1～4の経営課題から細分化した分類のうち、「IT活用（内部関連）」、「雇用・労務」、「現場改善・生産性向上」に関する相談対応を、人手不足関連とカウントしている。

小規模事業者を支える商工会・商工会議所

- 小規模事業者の抱える課題を把握し、各種相談等に応じるためには、身近な支援機関である商工会・商工会議所の役割は大きい。
- 令和6年度における経営指導員が実施した経営指導の件数は、商工会・商工会議所合計で403万件。（その内、労働関係は約1割）

	商工会	商工会議所	合計
商工会･商工会議所数	1,589	515	2,104
商工業者数	132万者	378万者	510万者
会員数（組織率）	77万者(59%)	126万者（33%）	203万者(40%)
経営指導員数 延べ	4,053人	3,393人	7,446人
経営指導件数	250万件	153万件	403万件

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．主な支援機関（分野別）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県医療勤務環境改善支援センターについて

■ **医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）**は、医師・看護師等の**医療従事者の勤務環境改善を促進するための拠点**として、**各都道府県が設置**※

※ 医療法（平成26年10月施行）に基づき、平成29年３月までに全都道府県に設置。都道府県の直接運営や県医師会や病院協会等の民間団体への委託により運営。

■ 勤改センターには、**医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）**や、**医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）**が配置され、医療機関の勤務環境改善を**ワンストップでサポート**。窓口相談や個別訪問等、伴走型支援の実施により**働き方改革の取組を支援**

医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）による医療機関への支援

医療機関

勤務環境改善に取り組む病院、診療所等の医療機関

医療従事者の勤務環境改善や働き方改革の取組等、経営・労務に関する質問・相談

窓口・電話相談、個別訪問による伴走的な支援（助言等）

※医療労務管理AD・医業経営ADによる一体的な支援を実施。積極的な利用勧奨等、地域の事情に応じたプッシュ型の支援も実施。

都道府県　医療勤務環境改善支援センター
（医療法第30条の21に基づき都道府県が設置）

都道府県の基金事業（医政局）

医業経営アドバイザー	診療報酬制度、関連補助制度の活用、組織マネジメント等の経営管理面の課題解決を医業経営コンサルタント等の専門家が支援する。

連携

医療労務管理アドバイザー（医療労務管理支援事業）	宿日直許可や時間外労働に係るシフト作成等、労務管理全般の課題解決を社会保険労務士等の専門家が支援する。

都道府県労働局の委託事業（労働基準局）

勤改センター運営協議会	都道府県が主催。関係機関(※)が参画し、連携して医療機関の支援方針を決定。 ※ 都道府県労働局、労務管理支援事業受託者、大学病院、都道府県医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会　等

医療従事者の勤務環境改善に関する助言・支援（例）

○基本的な労務管理（労働時間管理、36協定等）に関する助言

○勤務環境の改善に向けた取組方法やプロセス（勤務環境改善ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ）に関する助言・支援
- 医療従事者に対するアンケート調査（満足度調査等）の実施
- 多職種による意見交換会の実施、取組に関する計画作成支援　等

○具体的な取組への助言・支援（関係機関との連携）
- ハラスメント対策、育児や介護との両立支援対策、メンタルヘルス対策、医療従事者のキャリア形成等に関する助言、研修、好事例紹介等

医師の働き方改革に関する助言・支援（例）

○医師に関する適切な労務管理に関する助言
- 副業・兼業、研鑽、宿日直許可取得後の適切な労務管理等

○時間外・休日労働時間の特例を受ける医療機関の指定申請に向けた取組支援
- 労働時間短縮計画の作成支援、医療機関勤務環境評価センターの評価受審支援等

○医師の労働時間短縮に向けた具体的な取組への助言・支援
- 労働時間短縮計画を実行していくためのPDCAサイクル実施のための助言
- タスク・シフト/シェア、ICTの導入等に関する助言、研修、好事例紹介等

○長時間労働医師に対する面接指導、勤務間インターバルの実施に関する取組支援

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和８年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護テクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護テクノロジーの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】
（１）介護現場革新会議の開催
（２）介護生産性向上総合相談センターの設置
　　（介護テクノロジー等に係る相談･伴走支援等）
（３）人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
【実施事項(任意)】
（４）その他地域の実情に応じた各種支援事業

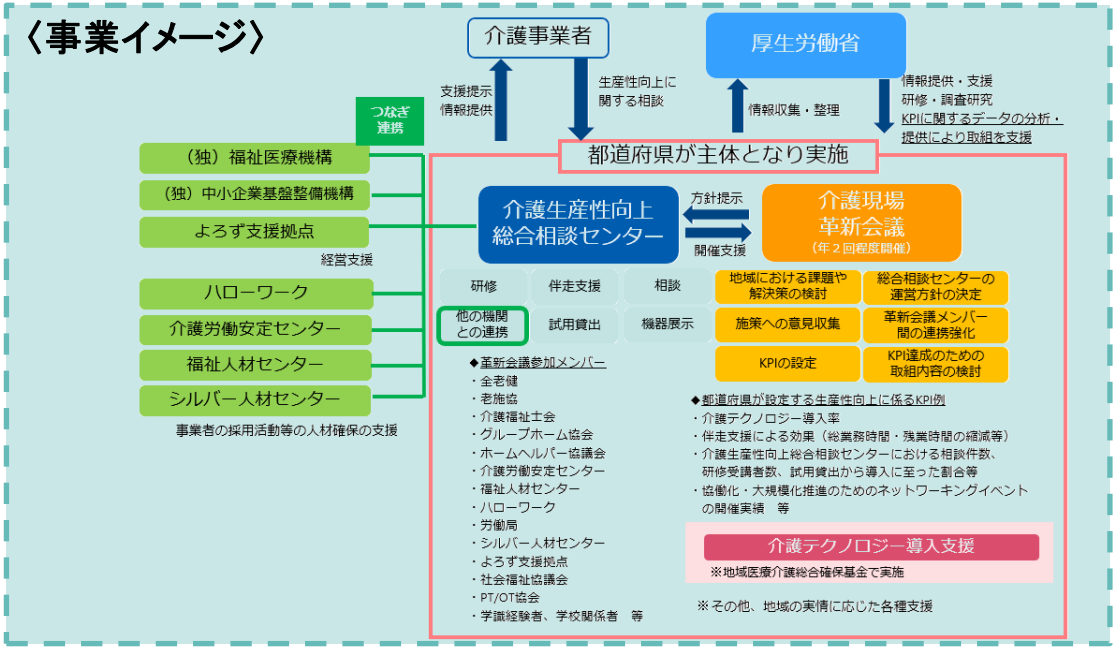

「介護生産性向上総合相談センター」の設置実績：44都道府県（令和７年11月末時点）

※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和６年４月から施行

介護生産性向上総合相談センター設置状況（令和８年６月30日時点）

■介護生産性向上総合相談センター

都道府県が設置するワンストップ型の窓口。地域の実情に応じた相談対応や研修会、介護現場への有識者の派遣、介護ロボット等の機器展示や試用貸出対応を実施。また、経営支援や人材確保支援に対応するため、関係機関（よろず支援拠点・ハローワーク・介護労働安定センター等）へのつなぎ連携も実施している。令和8年度までに全都道府県に設置予定。

■介護生産性向上総合相談センター（設置済）

1 北海道介護現場業務改善総合相談センター	2 あおもり介護生産性向上総合センター	3 いわて介護現場サポートセンター	4 宮城県介護事業所支援相談センター	5 あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター	6 山形県介護生産性向上総合支援センター
北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでる2.7	青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ	岩手県盛岡市本町通3－19－1 岩手県福祉総合相談センター3階	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1宮城県長寿社会政策課介護人材確保推進班	秋田県秋田市御所野下堤5－1－1 秋田県中央地区シルバーエリア	山形県天童市一日町4丁目2-6
7 ふくしま介護生産性向上支援センター	8 茨城県	9 介護の仕事サポートセンターとちぎ	10 介護職場サポートセンターぐんま	11 介護のみらいサポートセンター	12 千葉県介護業務効率アップセンター
福島県郡山市富田町字満水田27－8	令和8年度設置予定	栃木県宇都宮市若草1－10－6 とちぎ福祉プラザ1F	群馬県前橋市千代田町1－14－1 橋詰広瀬川ビル2F	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4－2－65 彩の国すこやかプラザ1階	千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階
13 介護職場サポートセンターTOKYO	14 かながわ介護スマート相談室	15 新潟県介護職場DX・業務改善サポートセンター	16 とやま介護テクノロジー普及・推進センター	17 いしかわ介護業務改善相談支援センター	18 ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター
東京都新宿区西新宿2－7－1 新宿第一生命ビルディング（小田急第一生命ビル）19階	神奈川県横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	新潟県新潟市中央区米山2－4－1 基山第3ビル6階	富山県富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	石川県金沢市赤土町ニ13－1 石川県リハビリテーションセンター内	福井県福井市中央1－3－1 加藤ビル6階
19 山梨県介護福祉総合支援センター	20 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター	21 岐阜県介護生産性向上総合相談センター	22 静岡県介護生産性向上総合相談センター	23 あいち介護生産性向上総合相談センター	24 みえ介護生産性向上支援センター
山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階	岐阜県岐阜市金園町1－3－3 クリスタルビル2階	静岡県静岡市葵区御幸町8－1 JADEビル2階	愛知県名古屋市中村区名駅南 2-14-19 介護労働安定センター愛知支部内	三重県津市羽所町513 介護労働安定センター三重支部内
25 滋賀県介護現場革新サポートデスク	26 京都府介護・福祉職場業務改善支援センター	27 大阪府介護生産性向上支援センター	28 ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター	29 奈良県介護生産性向上総合相談センター	30 和歌山県介護生産性向上総合相談センター
滋賀県草津市笠山7－8－138	京都市中京区少将井町245－2	大阪府大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルITM棟11階	兵庫県神戸市西区曙町1070 兵庫県立福祉のまちづくり研究所内	奈良県奈良市大宮町4－266－1 三和大宮ビル2階	和歌山県和歌山市手平2丁目1－2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
31 鳥取県介護生産性向上総合相談センター	32 介護現場革新サポートセンターしまね	33 岡山県介護生産性向上総合相談センター	34 介護職場サポートセンターひろしま	35 山口県介護生産性向上総合相談センター	36 とくしま介護現場DXサポートセンター
鳥取県鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	島根県松江市朝日町498 松江センタービル9階	岡山県岡山市北区柳町1－1－1 住友生命岡山ビル15階	広島県広島市南区比治山本町12－2 広島県社会福祉会館内	山口県山口市穂積町1－2 リバーサイド山陽Ⅱ 2階	徳島県徳島市国府町東高輪字天満356－1
37 香川県介護生産性向上総合相談センター	38 愛媛県介護生産性向上総合相談センター	39 こうち介護生鮮性向上総合支援センター	40 福岡県介護DX支援センター	41 さが介護業務効率化サポートセンター	42 ながさき介護現場サポートセンター
香川県高松市西内町5-11	愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階	高知県高知市堺町2－26 高知中央ビジネススクエア7階	福岡県春日市原町3－1－7 クローバープラザ東棟2階	佐賀県佐賀市兵庫南4－1－25 なかむらビル兵庫南2階3号室	長崎県長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 県棟3階
43 くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター	44 大分県介護DXサポートセンター	45 みやざき介護生産性向上総合相談センター	46 鹿児島県介護生産性向上総合相談センター	47 介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ	
熊本県熊本市中央区花畑町1－1 大樹生命ビル2階	大分県大分市明野東3丁目4番1号	宮崎県宮崎市高千穂通2－1－2 睦屋第3ビル 4階	鹿児島県鹿児島市山下町14-50 カクイックス交流センター2階	沖縄県那覇市前島3－25－5 とまりん（アネックスビル）1階	

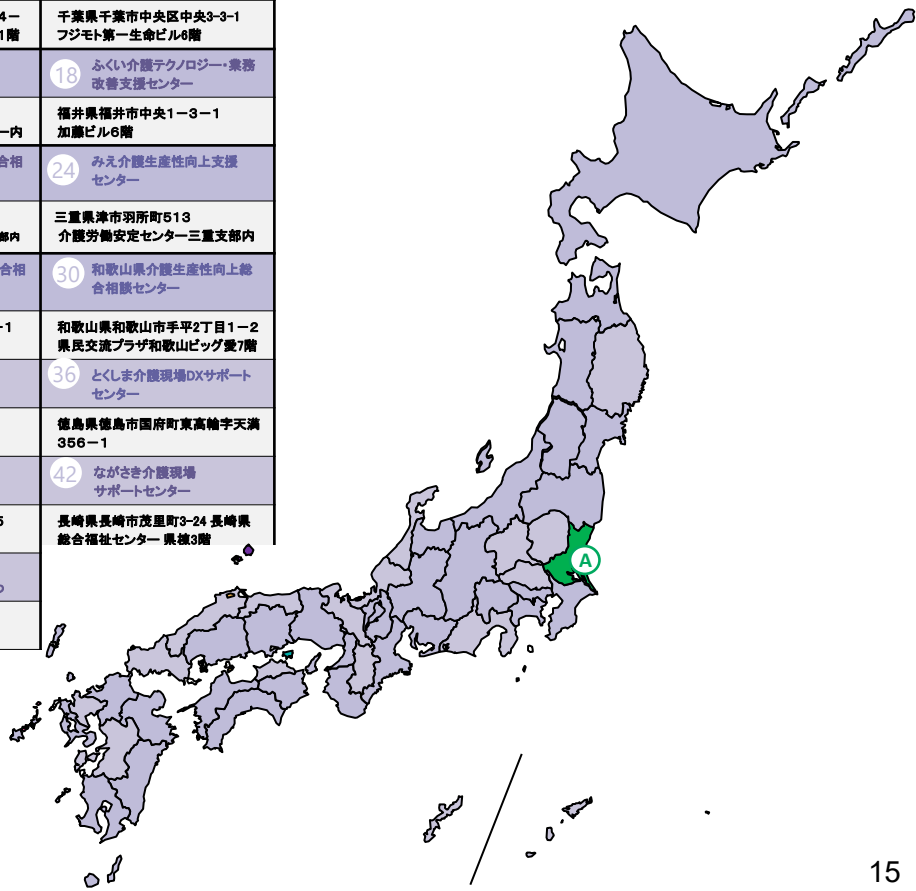

福祉人材センターについて

事業の目的

社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターを設置し、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施することにより、社会福祉事業従事者の確保を推進するもの。

中央福祉人材センター

社会福祉法第99条の規定により全国に１個に限り指定

【実施主体】全国社会福祉協議会
【 予　算 】５２,９８０千円（令和８年度当初予算額）
【主な業務】（社会福祉法第100条）
・都道府県福祉人材センター業務に関する啓発活動（第１号）
・二以上の都道府県域における社会福祉事業等従事者確保に関する調査研究（第２号）
・都道府県福祉人材センター職員等に対する研修（第３号）
・社会福祉事業等従事者に対する研修（第４号）
・都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導（第５号）
・人材需給情報の収集、提供（第６号）　等

【パンフレット】

都道府県福祉人材センター

社会福祉法第93条の規定により都道府県ごとに１個に限り指定

【実施主体】都道府県（都道府県社会福祉協議会を指定）
・都道府県福祉人材センター（全国47ヶ所）
・福祉人材バンク（都道府県福祉人材センターの支所（全国27ヶ所））
【 予　算 】生活困窮者就労準備支援事業等補助金の内数
【主な業務】（社会福祉法第94条）
・社会福祉事業等に関する啓発活動（第１号）
・社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究（第２号）
・社会福祉事業等経営者に対する人材確保相談（第３号）
・社会福祉事業等従事者に対する研修（第４号）
・社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡（第５号）
・社会福祉事業等に従事しようとする者への無料職業紹介（第６号）
（※「福祉のお仕事」HP参照）
・社会福祉事業等に従事しようとする者への就業促進に関する情報提供、相談その他の援助（第７号）　等

【「福祉のお仕事」HP】

施策名：ウ　障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）

令和7年度補正予算額　5.6億円

※医療・介護等支援パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3036）

①　施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象経費

都道府県等が実施する
（1）人材確保支援（2）生産性向上支援（3）経営改善支援等
に要する費用

補助率

国９／１０、都道府県・指定都市・中核市１／１０

実施主体

都道府県、指定都市、中核市

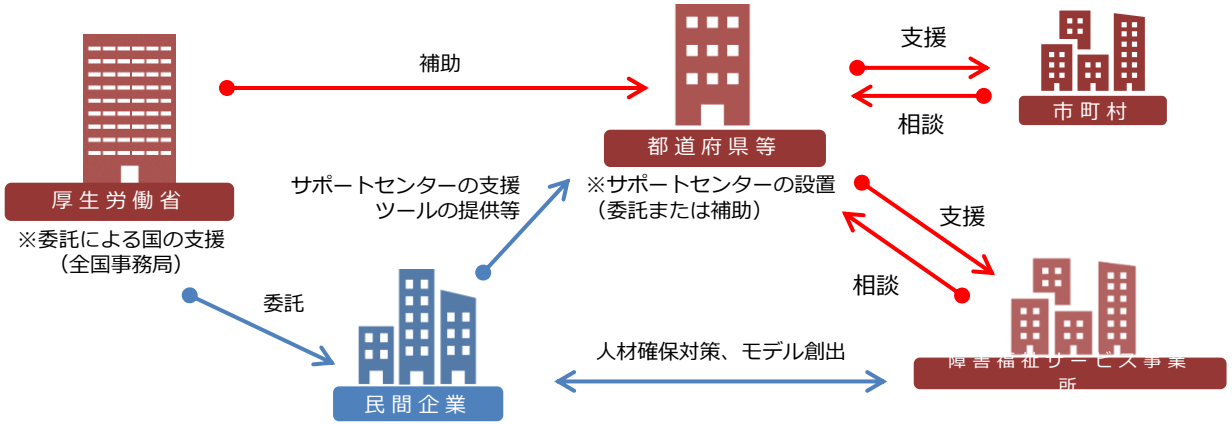

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（令和8年度：50%、令和11年度：90%以上）
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加（令和8年度：10以上、令和11年度：全都道府県）

施策名：エ　障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）

令和7年度補正予算額　3.3億円

※医療・介護等支援パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3036）

①　施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

対象経費

（1）都道府県等のサポートセンターへの支援
（2）全国的な人材確保への支援
（3）障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国（民間法人へ委託予定）

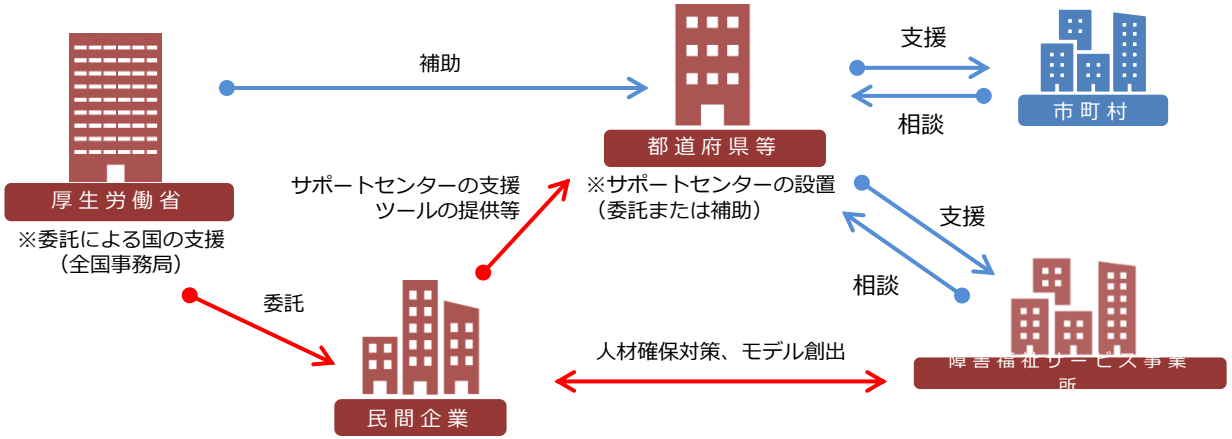

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（令和8年度：50%、令和11年度：90%以上）
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加（令和8年度：10以上、令和11年度：全都道府県）

こどもまんなか こども家庭庁

保育士・保育所支援センター設置運営事業 見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算額　463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、保育士・保育所支援センター（以下、「センター」という。）において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくＫＰＩ(重要業績評価指標) を設定し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材の確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

- センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。
  - ○ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
  - ○ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
  - ○ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
  - ○ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市　　【補助率】 国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２

【補助基準額】

○ 基本分：

	事業項目	取組の目的	必須とする取組	補助基準額
Ⅰ	保育の現場・職業の魅力発信	・保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める	・保育の仕事や魅力の情報発信 ・センターの取組に関する広報 等	12,189千円 ※左記の１～５全てについて取り組む場合 ※やむを得ない事情により実施できない事業項目がある場合は、以下の金額を減額する Ⅰ～Ⅳ：各2,500千円 Ⅴ：2,000千円
Ⅱ	新規資格取得支援	・保育士資格取得を目指す者を増やす	・養成施設の学生を対象とした伴走的な就職支援 ・保育補助者等に対する試験受験の勧奨 等	
Ⅲ	潜在保育士等の就職支援	・潜在保育士等の保育所等への就職を進める ・保育現場で活躍できる環境を整える	・潜在保育士等を対象とした伴走的な就職支援 等	
Ⅳ	就業継続支援	・保育士が働きやすい職場環境を確保する	・保育士や保育所等を対象とした相談支援 ・職場環境改善等に係る周知・啓発 等	
Ⅴ	関係機関との連携	・Ⅰ～Ⅳについて関係機関と連携し、推進する	・関係機関との保育士確保に関する現状分析・対応策の検討 ・保育士確保に関する地域のネットワーク体制の構築 等	

※ Ⅱ～Ⅳについては、潜在保育士・養成施設の学生・現役保育士に対して、センターに登録してもらうよう積極的に勧奨することを前提として、取組を進めるものとする。
※ 取組に応じたアウトプットKPIの設定を必須とする。

○ 加算分： 基本分の業務に加え、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算（一部の取組については、令和９年度以降、段階的に基本分に統合予定）

		【補助基準額】
①	就職支援・就業継続支援を強化するために保育所等を訪問する人員を基本分とは別に配置（保育所等に対する巡回支援）	4,172千円
②	人事・労務管理等に関する専門性の高い資格を有する人材等(＊)を①とは別に配置　(＊) 社会保険労務士、弁護士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士等	6,120千円
○	上記以外の専門性を有する人材等を①とは別に配置	1,152千円
③	小中高生を対象とした保育体験・職業体験、職業講話	385千円
④	保育士資格取得の勧奨・支援（資格取得説明会・講習会、保育補助者等に対する試験受験の対策講座）	421千円
⑤	保育所等の採用支援（採用力向上セミナー）	515千円
⑥	情報交換の機会創出（保育士交流会、保育士を目指す者と現役保育士との座談会）	468千円
⑦	潜在保育士の復職支援（復職前研修、求職セミナー）	515千円
⑧	保育士資格登録者名簿等を活用した潜在保育士の掘り起こし	3,835千円
⑨	放課後児童支援員等の人材確保	1,377千円

○ 実績による上乗せ： アウトカムKPIを設定したうえで事業を実施し、令和８年度末のアウトカムKPIの達成状況に応じて、基本分・加算分の合計補助基準額を1.2倍または1.4倍に引き上げる。
アウトカムKPI…新規登録者数、登録者のうち就職につながった件数

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．主な支援策（分野横断）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

拡充 業務改善助成金

令和８年度当初予算額　21億円　（15億円）　※（）内は前年度当初予算額

※令和７年度補正予算額　352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- 助成率の区分を見直し、４コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を３コース制（50円,70円,90円）に再編
- 募集時期を令和８年９月１日から令和８年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和８年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

【助成上限額】　（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上（※）	130	300	600

※1　引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用
※2　「引上げ額」欄の(　)は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）　申請 ⇄ 助成　中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※　令和6年度実績

拡充 働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和８年度予算額　101億円（92億円）※（　）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1　事業の目的

○実施主体：都道府県労働局　　○令和６年度支給件数　4,283件

○　生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○　建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2　事業の概要・スキーム

※　成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標		助成上限額※１、※２（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	**建設事業**	①～⑥の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に９時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：**250**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：**100**万円（10H以上）等 ③：　**25**万円 ④：　**25**万円 ⑤：**170**万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 **150**万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：**100**万円（４週４休→４週８休）等 ⑦：　**50**万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを１つ以上		
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを１つ以上		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを１つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを１つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：**150**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：　**25**万円 ③：　**25**万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）		９時間以上の勤務間インターバル制度の新規導入・適用範囲拡大・時間延長		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・９～11H：**100**万円　・11H以上：**150**万円
取引環境改善コース （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：**100**万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：**500**万円

○　**助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新　等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置　等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（３％以上：**6**万円～最大**60**万円、５％以上：**24**万円～最大**480**万円、７％以上：**36**万円～最大**720**万円）。
<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より５％以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25**万円加算。
②１か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100**万円加算。

拡充 キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）
職業安定局障害者雇用対策課（内線5868）

令和８年度予算額　1,022億円（1,025億円）※（　）内は前年度当初予算額

令和6年度実績：71,981件

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

うち雇用環境・均等局計上分　1,015億円（1,020億円）　うち職業安定局計上分　7億円（5億円）

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

	コース名／コース内容	支給額（１人当たり）	加算措置等／加算額
正社員化支援	**正社員化コース** 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して３％以上増額していることが必要	【重点支援対象者※】【左記以外】 有期→正規：80万円（60万円）　40万円（30万円） 無期→正規：40万円（30万円）　20万円（15万円） ※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去５年間に正規雇用労働者であった期間が１年以下 ②過去１年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➢ 有期雇用期間が通算５年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数：20人	**正社員化コース** ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 １事業所当たり　40万円（30万円） ■非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】 １事業所当たり　20万円（15万円）
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：　90万円（67.5万円） ②有期→無期：　45万円（　33万円） ③無期→正規：　45万円（　33万円）	
処遇改善支援	**賃金規定等改定コース** 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を３％以上増額改定し、その規定を適用	①３％以上４％未満：　4万円（2.6万円） ②４％以上５％未満：　5万円（3.3万円） ③５％以上６％未満：6.5万円（4.3万円） ④６％以上　：　7万円（4.6万円） 上限人数：100人	**賃金規定等改定コース** ■「職務評価」の活用により実施　１事業所当たり　20万円（15万円） ■昇給制度を新たに設けた場合　１事業所当たり　20万円（15万円）
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	１事業所当たり　60万円（　45万円） １事業所当たり１回のみ	
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	１事業所当たり　40万円（　30万円） １事業所当たり１回のみ	**賞与・退職金制度導入コース** ■両方を同時に導入した場合　１事業所当たり16.8万円（12.6万円）
年収の壁対応	**短時間労働者労働時間延長支援コース** 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり５時間以上等）を実施。 また、更なる処遇改善に向けた２年目の取り組みの実施。	60万円（45万円）<75万円>（※） ※１～２年目までの各要件を全て満たした場合の２年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	

※（　）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、１年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。

拡充 人材開発支援助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和８年度当初予算額　539億円（545億円）　※（　）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース　405億円（444億円）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

拡充・見直しの概要

○「設備投資助成」を新設

・訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）

購入費用の50%（受講者数に応じて上限設定（最大150万円））

○中高年齢者実習型訓練の新設

・45歳以上を対象とした、OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練が対象

経費助成率　→　60（45）%
賃金助成　→　800（400）円/時・人
OJT 実施助成　→　10（９）万円/人

○教育訓練休暇等付与コース等の見直し

・制度導入・適用計画期間（３年間）を緩和し、休暇取得後速やかに申請可【教育訓練休暇等付与コース】
・休暇取得者に代わって業務を行った職員に支払った職務代行手当等を助成対象に追加（中小企業のみ対象）【人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）】

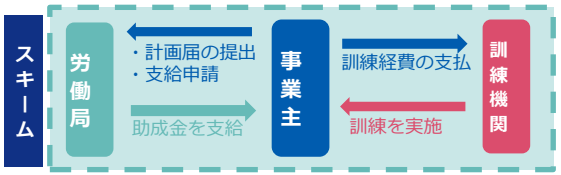

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額　注（　）内は中小企業事業主以外				
			OFF-JT			OJT	設備投資助成（※1、2）
			経費助成	賃金助成	手当支給助成(※2)	実施助成	
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規：70%	800(400)円/時・人	－	－	－
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%			最低６か月 20(11)万円/人	－
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	75%			最低２か月 10(9)万円/人	－
		中高年齢者が実践的かつ体系的なスキルを習得のするための訓練（中高年齢者実習型訓練）	60(45)%			最低２か月 10(9)万円/人	－
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(３年間で５日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	－	－	－	－
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	－	－	－
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	800(400)円/時・人	－	最低６か月 20(11)万円/人	－
	定額制訓練		60(45)%	－	－	－	－
	自発的職業能力開発訓練		45%	－	－	－	－
	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	手当支給：75% 新規雇用(※3)： 27、45、67.5万円	－	－
		短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	－	－	－	－
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	－	－	50%

※１　訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して５%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して３%以上上昇している場合に助成
※２　手当支給助成及び設備投資助成の対象は中小企業のみ　　※３　休暇取得期間に応じて助成額が異なる

拡充

人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室
（内線5850）

令和８年度当初予算額　25億円（20億円）（※１）　（　）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

１ 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

２ 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

Ⅰ　中小企業団体助成コース

- ✓ 中小労確法に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の２／３を支給（上限額 600～1,000万円）する。

Ⅱ　雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は１制度導入につき20万円又は40万円（※2）ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の１／２（上限額150万円）を支給する。
  さらに、３％以上（※3）又は5%以上の賃上げ要件を満たした場合は１／４分を上乗せ、７％以上の賃上げ要件を満たした場合は１／２分を上乗せ（※4）支給する。

（※2）賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円

（※3）３％以上の賃上げ要件については、①過去３年間の各年において、離職者数が採用者数より多いこと、②過去３年間の各年において、３％以上の賃上げができていないこと、③ハローワーク等による雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタント等を利用していること、を満たす必要がある。

（※4）７％以上の賃上げ要件を満たした場合については、雇用環境の整備に限る。

Ⅲ　建設キャリアアップシステム等活用促進コース
Ⅳ　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
Ⅴ　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
Ⅵ　外国人労働者就労環境整備助成コース
Ⅶ　テレワークコース

（※１）　令和８年度当初予算額及び令和７年度予算額には、Ⅲ～Ⅶのコースを含めない。

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
（内線5787、5878）

令和８年度当初予算額　9.5億円（34億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後３か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れ、賃金を雇入れ前と比較して５％以上上昇させた事業主に対して助成を行う。
令和７年度実績（支給対象者数）：408人

2　事業の概要・スキーム

対象労働者の離職

（対象労働者）
再就職援助計画対象者
及び
特定受給資格者

３か月以内

雇入れ

期間の定めのない
<u>労働者として雇い入れること</u>

<u>賃金を5%以上上昇</u><u>させること</u>

６か月（賃金上昇を確認）

２か月以内

支給申請

支給

【助成額】

通常の助成	優遇助成※
30万円／人	40万円／人

※・生産指標等により一定の成長性が認められる企業
・会社全体の賃金の底上げを行っている企業
が対象労働者を雇い入れた場合

拡充 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
（内線5787、5878）

令和８年度当初予算額　10億円（72百万円）　※()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

諸外国に比較して、賃金が上昇する転職の割合が低い我が国の状況を踏まえて、賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比較して５％以上上昇させた事業主に対して助成を行う。　令和７年度実績（支給対象事業所数）：55事業所

2 事業の概要・スキーム・実施主体

中途採用計画の策定

中途採用計画期間（１年又は６か月）

中途採用者の雇い入れ及び賃上げ

中途採用者（※1）を雇い入れ、雇入れ時の賃金と雇入れ前の賃金を比較して5%以上上昇させる

＋

中途採用の拡大（A又はB）

A　計画期間（１年間又は６か月）の中途採用率（※2）を前年同期と比較して５ポイント以上向上させる

又は

B　計画期間（１年間）における中途採用率が50%以上である

６か月（賃金上昇を確認）

２か月以内

支給申請

支給

【助成額】

助成額	加算助成※3
20万円／人	＋10万円／人

※１　無期フルタイム雇用に限る。

※２　無期フルタイム雇用で採用した者のうち、中途採用した者の割合。

※３　中途採用者を雇い入れた企業が、
・生産指標等により一定の成長性が認められる場合
・会社全体の賃金の底上げを行った場合

拡充 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
（内線5787、5878）

令和８年度当初予算額　98百万円（5.5億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

賃金上昇につながる労働者のスキルアップを図るため、在籍型出向を活用して他社での経験による新たなスキルを習得させ、出向復帰後に当該労働者の賃金を上昇させた事業主及び出向を受け入れた事業主に対して助成を行う。

2 事業の概要

○助成内容

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行う事業主が、当該労働者の出向復帰後６か月間の賃金を出向前と比較して５％以上上昇させた場合に、出向元及び出向先双方の事業主がそれぞれ負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,870円／１人１日当たり （１事業主あたり1,000万円）	
支給対象期間	１か月～1年間	

3 想定される活用事例

○　ＤＸを目指す企業がＩＴ企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得

○　自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

▽

労働局・ハローワークに出向計画届（スキルアップ計画を含む）提出

▽

在籍型出向の実施

▽

復帰（賃金上昇（６か月間））

▽

労働局・ハローワークに支給申請

▽

助成金受給

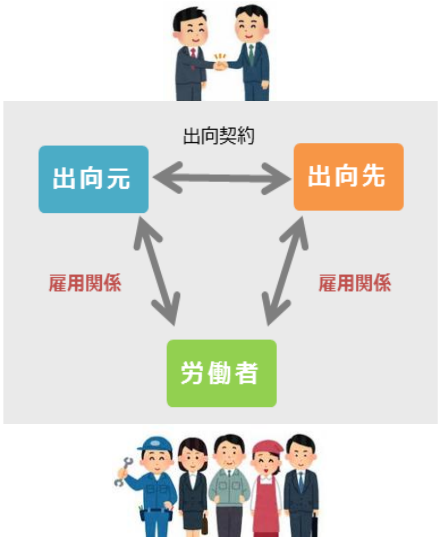

（参考）省力化投資補助金について

- **人手不足解消**に効果のある**「省力化投資」を後押し**する補助金。
- カタログ形式による簡易で**即効性のある支援を行う「カタログ注文型」**と、事業者それぞれの業務に応じた**オーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」**の２類型を措置。

カタログ注文型　随時申請受付中

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性　年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	500 万円	750 万円
6~20名		750 万円	1,000 万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

一般（オーダーメイド）型　公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性　年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

（参考）デジタル化・AI導入補助金の概要（令和7年度補正）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やＤＸ等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算事業から、**「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」**と名称を変更。

	通常枠	複数者連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠 インボイス対応類型	インボイス枠 電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
活用イメージ	ITツールを導入して、**業務効率化やDXを推進**	商店街など、**複数の中小・小規模事業者で連携して**ITツール等を**導入**	ITツール等を導入して、**インボイス制度に対応**	発注者主導でITツールを受注者に共有し、**取引先のインボイス対応を促す**	**サイバーセキュリティ対策を進める**
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、**導入関連費**（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、IT活用の定着を促す導入後の"活用支援"）**も対象** 単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費		クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～３つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： １機能：～50万円 ２機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 **最低賃金近傍の事業者：2/3** (令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員30%以上である月が3か月以上であることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2．主な支援策（分野別）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【〇介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援】

令和7年度補正予算額　220億円

※医療・介護等支援パッケージ

老健局高齢者支援課（内線3997）
社会・援護局福祉基盤課（内線2866）

施策名：ウ　介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

①　施策の目的

・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
・また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③　施策の概要

・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用（※）を補助
（※）介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構（WAM）による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施（事業スキーム：国 → WAM（実施主体）、運営費交付金の交付）

（3）都道府県等による伴走支援等の実施

・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】

【実施主体】
都道府県　（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】
（1）①、（2）①・・・国・都道府県4／5、事業者1／5
（1）②、（3）・・・国・都道府県　10／10
※国と都道府県の負担割合は以下の通り
（1）①、（2）①・・・国4／5、都道府県1／5
（1）②・・・国9／10、都道府県1／10 、（3）・・・国 10/10

⑤成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

拡充 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和８年度当初予算　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象

【介護テクノロジー】

- 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等（カタログ方式（※）により補助対象の判定）

※（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」において介護テクノロジーとして掲載

【パッケージ型導入】

- 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費

【その他】

- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

3 補助要件等

・介護ロボット等のパッケージ導入モデルや生産性向上ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を報告すること
・第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること
・介護情報基盤の利用準備を整えること

【介護テクノロジー（介護ソフト除く）】

区分	補助額	補助台数
○移乗支援（装着型・非装着型） ○入浴支援	上限100万円	必要台数
○上記以外	上限30万円	

【介護ソフト】

補助上限額	補助台数
● 1～10人　100万円 ● 11～20人 150万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～　250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数

【パッケージ型導入】

補助額	補助台数
上限400～1,000万円	必要台数

補助率　以下の要件を満たす場合は３/４を下限（これ以外の場合は１／２を下限）	
介護テクノロジー	【共通要件】 ・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金へ還元することを導入効果報告に明記 ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること 【入所・泊まり・居住系】 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること 【在宅系】 ・令和８年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること
パッケージ型導入	【共通要件】 ・従業員がデジタル中核人材養成研修を受講していること 【入所・泊まり・居住系】 ・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの３点を活用すること 【在宅系】 ・令和８年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること により５事業所以上とデータ連携を行うこと

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4	R5
介護ロボット導入支援事業	1,813	2,297	2,720	2,930	316
ICT導入支援事業	195	2,560	5,371	5,075	423

実施主体

国 →（基金(国２/３)）→ 都道府県 →（一部助成）→ 介護施設等

施策名：イ　障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

令和7年度補正予算額　6.0億円

※医療・介護等支援パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3091、3092）

①　施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③　施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○介護ロボット
日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT
①情報端末（タブレット端末など）、②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、③AIカメラ等（防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ）、④通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）、⑤保守経費等（クラウドサービスなど）

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】
・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他（介護ロボット）
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所（ICT）

【補助率】
1．施設等に対する導入支援：国1／2　都道府県・指定都市・中核市1／4　事業者1／4
2．都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1／2　都道府県・指定都市・中核市1／2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【事業スキーム】

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

保育所等におけるICT化推進等事業①

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和７年度補正予算　13億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

（１）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

（２）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（１）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

（３）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

（４）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。

（５）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

（６）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。

（７）都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

（８）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

保育所等におけるICT化推進等事業②

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村
【拡充】（３）について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】（１）(ｱ)業務のICT化等を行うためのシステム導入
１機能の場合・・・１施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合： 70万円）
２機能の場合・・・１施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合： 90万円）
３機能の場合・・・１施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
４機能の場合・・・１施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）
※ １施設１回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。
※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。
(ｲ)翻訳機等の購入　１施設当たり：15万円
（２）こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入　１施設当たり20万円
（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
(ｱ)１市区町村当たり：5,000千円　(ｲ)１施設当たり：1,000千円　(ｳ)１都道府県当たり：10,000千円
※ (ｳ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象
（４）医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入　１施設当たり　20万円
（５）認可外保育施設における機器の導入　１施設当たり：20万円
（６）研修のオンライン化事業　１自治体当たり：4,000千円
（７）保育士資格取得等に係るシステム改修　総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
（８）児童館のICT化を行うためのシステム導入　１施設当たり　50万円※１施設１回限り対象

【補助率】（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４（＊）国：２／３、市区町村：１／12、事業者：１／４
（２）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４（＊）国：２／３、市区町村：１／12、事業者：１／４
（３）(ｱ)国：１／２、市区町村：１／２
(ｲ)国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４
(ｳ)国：１／２、都道府県：１／２
※ (ｱ)について、管内の病児保育施設の７０％以上に予約システムを導入した自治体　国：２／３、市区町村：１／３
※ (ｳ)について、都道府県内の病児保育施設の７０％以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県　国：２／３、都道府県：１／３
（４）国：１／２、市区町村：１／２
（５）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４　＊国：２／３、都道府県・市区町村：１／12、事業者：１／４
（６）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２　（７）国：１／２、都道府県：１／２　（８）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２
※(１)~(３)、(５)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２（＊）国：２／３、自治体：１／３
((１)~(２)、(５)は、財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(１)、(５)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)
＊自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

こどもまんなか こども家庭庁

保育環境改善等事業 拡充

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算額　463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【補助制限】
（★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助をうけることができる
（☆）の事業：補助制限なし

- 【対象事業】

１．基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

２．環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
④安全対策事業（★）：ア　睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業　イ　ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
⑧保育環境向上等事業（★）：　保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

実施主体等

【実施主体】　市区町村、保育所等を経営する者
【補助基準額（R8）】１．基本改善事業（①、②）　１施設当たり　7,200千円　（③）　１施設当たり　100千円
２．環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧）１施設当たり　1,029千円　（④）ア　１施設当たり 500千円以内　イ　１施設当たり 200千円以内
（⑥）　１施設当たり　42,599千円
【補助割合】　２④の事業　国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4　２⑥の事業　国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業　国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3　又は　国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡　充】　２④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに２④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。

こどもまんなか こども家庭庁

保育補助者雇上強化事業 見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和８年度予算　463億円の内数（464億円の内数）＋令和７年度補正予算　104億円の内数

事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。
  - ・保育士資格を有しない保育補助者
    保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
  - ※　事業者は、保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
  - ・保育士資格を有する保育補助者
    保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
  - ※　補助対象期間は、１年間を限度とする。

実施主体等

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】（定員121人未満の施設）　保育補助者の経験年数　３年未満　1,963 千円、３年以上７年未満　2,454 千円、７年以上　3,272 千円

（定員121人以上の施設）　保育補助者の経験年数　３年未満　3,926 千円、３年以上７年未満　4,908 千円、７年以上　6,544 千円

【補助率】原則、（都道府県間接補助）　国：２／３、都道府県：１／６・市区町村（指定都市・中核市除く）：１／６

（市町村直接・間接補助）　国：２／３、市区町村（指定都市・中核市含む）：１／３

見直し　令和７年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、以下の①②を満たす自治体の場合、

（都道府県間接補助）国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４ 又は （市町村直接・間接補助）国：１／２、市区町村：１／２とする。

①特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体　②原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超える自治体

※ただし、都道府県間接補助の場合、都道府県と市区町村ごとにそれぞれの財政力指数を基に判断することとし、特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体の場合は１／４を、それ以外の場合は１／６を適用することとする。

令和７年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

６．また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

中小物流事業者の労働生産性向上事業

国土交通省

【令和7年度補正予算】一般　1,520,748千円

事　業　目　的

○　**中小物流事業者の労働生産性向上を通じた賃上げ**や**多様な担い手の確保・育成**のための環境整備に向けて、**業務効率化に資するシステム**の構築、**自動化機器**の導入、**標準仕様パレット**の利用、**大型・中型・けん引免許等の取得**などの**機械化・自動化・省人化・デジタル化・標準化**や**ドライバーの確保・育成**に向けた取組を支援。

事　業　概　要

○補助内容
- 業務効率化・経営力強化支援、人材確保・育成支援（補助率：補助対象経費の１／２）
- 車両の効率化設備導入支援（補助率：補助対象経費の１／４）

業務効率化・経営力強化支援

業務効率化に資するシステム・機器の導入と併せて専門家による伴走支援と効果検証等を行う。

- ●物流全体の最適化に向けた複数事業者間の連携を促すサプライチェーンマネジメント(SCM)や業務効率化システムを導入することで、荷待ち時間を削減し、輸送効率の向上を図る。
- ●物流施設において無人フォークリフト等の自動化機器を導入し、施設の省人化を実現。
- ●標準仕様パレットの導入により、荷役時間の短縮が可能。
- ●標準的なデータ形式に準拠したシステム構築・改修等の支援により、データ連携を通じた共同輸配送や帰り荷確保等を推進。
- ●M&Aの支援により、事業拡大・経営力強化等を推進。

予約受付システム
配車計画システム
車両動態管理システム
求貨求車システム
運行・労務管理システム
原価管理システム
契約書電子化
⋮

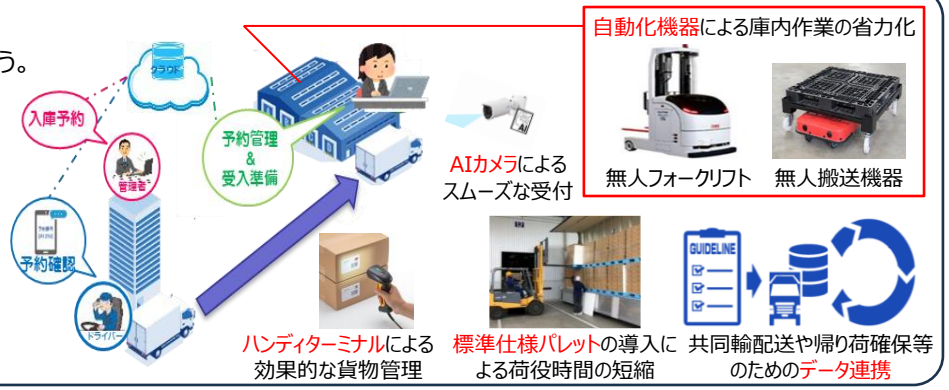

車両の効率化設備導入支援

テールゲートリフター

- ●カゴ台車による荷役が可能となり、荷役時間が1/3程度に短縮。
- ●手荷役による重労働が軽減され、女性等の多様な人材の確保につながる。

トラック搭載型クレーン

- ●手荷役ではなくクレーンによる積み卸しが可能となり、荷役時間を1/3程度に短縮。

ダブル連結トラック

トラック搭載用２段積みデッキ

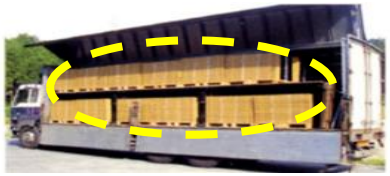

- ●荷物を２段積みすることが可能となり、約２倍の積載量が実現され、生産性向上につながる。
- ●ドライバー１人でトラック２台分の輸送を可能とし、省人化を実現。

人材確保・育成支援

- ●ドライバーのスキルアップ支援として、中型・大型・けん引免許等の取得費用やフォークリフト運転技能講習の受講費用等を支援し、労働生産性の向上を促進。

- ●採用活動や、安全講習・健康管理等の女性・若者・外国人・就職氷河期世代を含む多様な人材の確保・育成に係る経費や、大型免許取得に資する教習所の環境整備に係る経費を支援することで、ドライバーの確保・育成・定着を促進。

建設市場整備推進事業費補助金

令和7年度補正予算額：300百万円
（令和6年度補正予算額：250百万円）

国土交通省

※R7補事業について募集締切済

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

✓ **「地域の守り手」である建設業**が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**

✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い**被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図る**ことが必要。

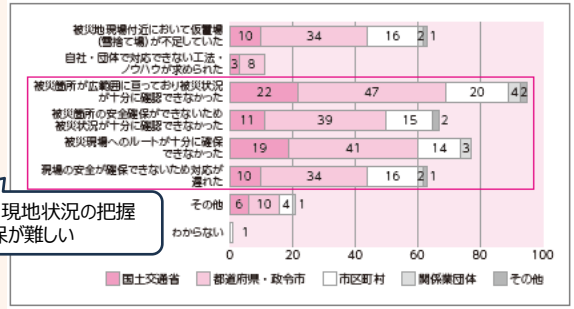

災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査（R6.8国土交通省）
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入

✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施

✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に

❖ ２次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

○事業形態：間接補助事業（補助率１/２以内）
○補助事業者：災害対策基本法第２条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
○補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に要する経費
○事業期間：令和７年度～

国土交通省
↑ 申請　↓ 交付
補助事業者
↑ 申請　↓ 1/2補助
間接補助事業者
（各都道府県の建設業団体等）

＜対象とするICT機器（例）＞

ウェアラブルカメラ

ドローン

ウェブカメラ

四足歩行ロボット

食品産業省力化投資促進事業

令和８年度予算概算決定額　71百万円（前年度 38百万円）
〔令和７年度補正予算額　300百万円〕

＜対策のポイント＞

食品産業の省力化投資を促進するため、**食品事業者が協調して実施する共同プロジェクト**や**食品製造業の省力化モデル**となる**新技術の導入**を支援するとともに、食品企業における**生産技術人材の育成**を推進します。また、中小事業者が多い飲食業において、専門家派遣による**伴走支援**を行うとともに**優良事例の横展開**や飲食事業者間での協調した取組を進めるための**情報交換会の開催**を支援します。

＜事業目標＞

○　食品製造業の労働生産性向上（24%［令和11年度まで］）
○　飲食業の労働生産性向上（35%［令和11年度まで］　）

＜事業の内容＞

1．業種横断型技術開発実証事業　　**40百万円**（前年度 23百万円）
【令和7年度補正予算額】90百万円

省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品企業や機械メーカー、スタートアップ等の関係者が連携して行う**業種横断的プロジェクト**（生産設備データの標準化等）を支援します。

2．省力化技術導入支援事業　　**【令和7年度補正予算額】140百万円**

省力化のモデルとなる取組を行う食品製造事業者に対して、**新技術（AI、ロボット等を活用した機械設備）の導入**を支援します。

3．生産技術人材育成推進事業　　**11百万円**（前年度 15百万円）

食品企業生産性向上フォーラムの下、省力化技術の導入適否を主体的に判断できる**生産技術人材の育成**に必要なプログラムを展開するとともに、省力化投資のための施策情報等を発信します。

4．飲食業労働生産性向上推進事業　　**20百万円**（前年度 － ）
【令和7年度補正予算額】70百万円

①　食品企業の中でも特に低い飲食業の労働生産性を向上させるため、飲食事業者に対する**専門家派遣による伴走支援**を実施します。
②　優良事例の**横展開**や飲食事業者間での協調した取組を進めるための**情報交換会の開催**を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額、1/2）→ 民間団体等　（1、2、4の事業）
国 →（委託）→ 民間団体等　（3の事業）

＜事業イメージ＞

1．業種横断型技術開発実証事業

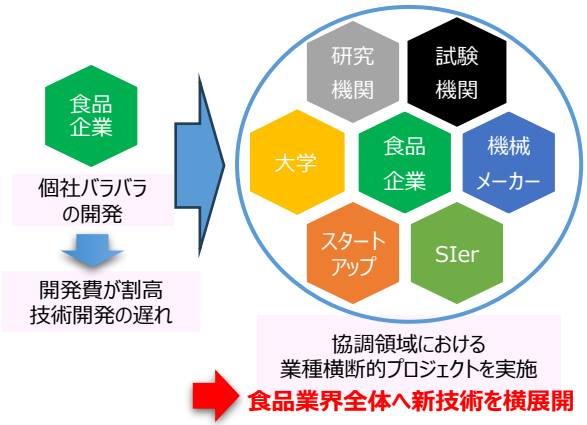

2．省力化技術導入支援事業

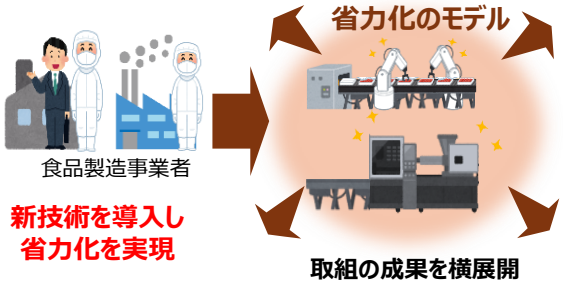

3．生産技術人材育成推進事業

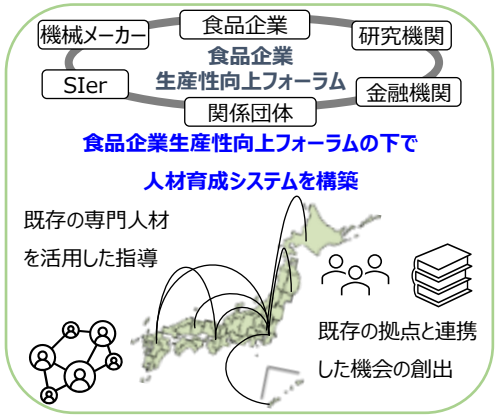

4．飲食業労働生産性向上推進事業

- **専門家による生産性向上の伴走支援**
  - 現状の課題分析
  - 省力化や労働生産性が向上する導入機器の選定
  - 機器導入後の活用法の提案

調理ロボット

モバイルオーダー・セルフレジ

在庫管理・販売管理システム

［お問い合わせ先］（1、2、3の事業）大臣官房新事業・食品産業部　食品製造課　(03-6744-2089)
（4の事業）　外食・食文化課　(03-6744-2053)

物流革新に向けた取組の推進のうち

持続可能な食品等流通総合対策事業

令和８年度予算額　420百万円（前年度 120百万円）
〔令和７年度補正予算額　1,967百万円〕

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①**標準パレットの導入**、**デジタル化・データ連携**、**ラストワンマイル配送**の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な**設備・機器等の導入等**、②**中継共同物流拠点の整備**を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの**最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等**を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

＜事業目標＞

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4%　［令和５年度実績］→10%［令和12年度まで］）等

＜事業の内容＞

1．持続可能な食品等流通対策事業　　**420百万円**（前年度 120百万円）

標準パレットの導入、**デジタル化・データ連携**、**モーダルシフト**、**ラストワンマイル配送等の取組**や、物流の効率化に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

2．食品等物流合理化緊急対策事業　**【令和７年度補正予算額】1,967百万円**

① 物流生産性向上推進事業　　**973 百万円の内数**

標準パレットの導入、**デジタル化・データ連携**、**モーダルシフト等の取組**や、物流の効率化に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

② 推進事業　　**973 百万円の内数**

物流改善に取り組む者を対象に、産地等の課題に応じて**物流の専門家等を派遣する伴走支援等**を支援します。

③ 輸出物流構築事業　　**973 百万円の内数**

地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な**設備・機器の導入等**を支援します。

④ 中継共同物流拠点施設緊急整備事業　　**994百万円**

中継輸送、モーダルシフト等に必要となる**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

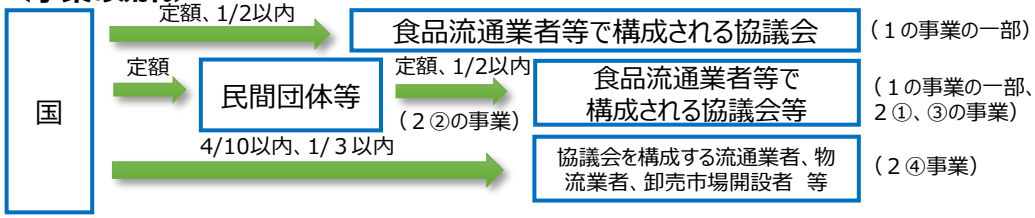

＜事業イメージ＞

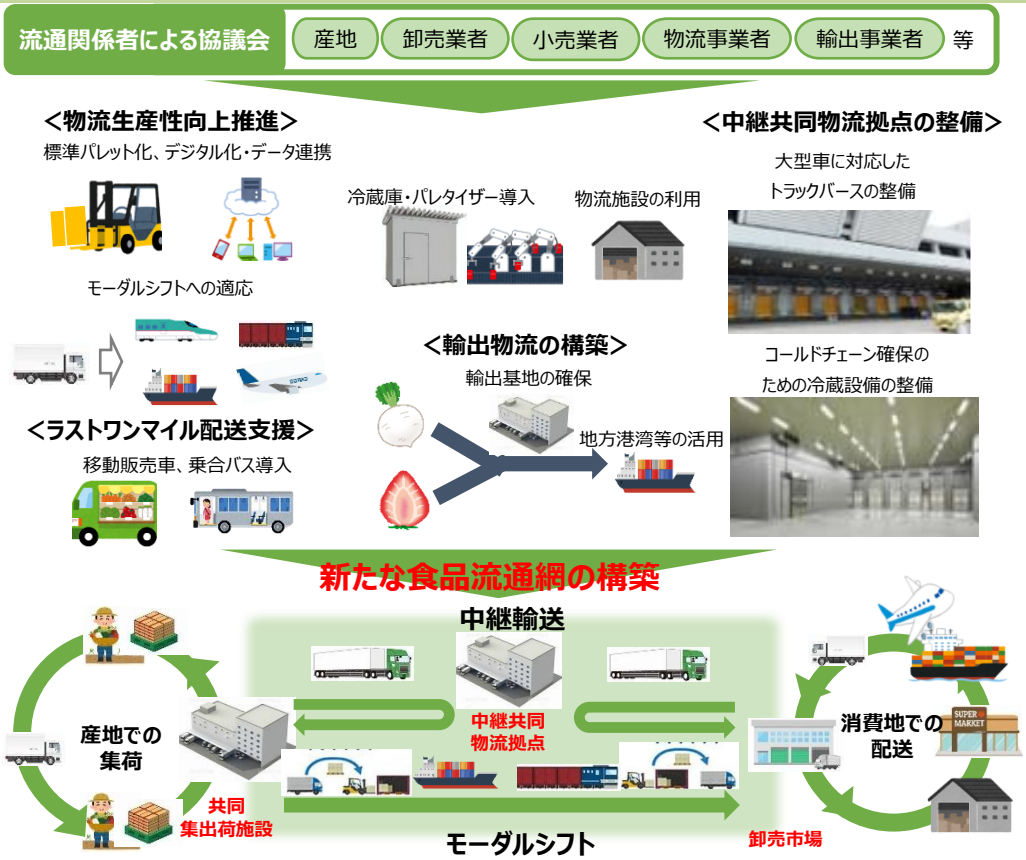

［お問い合わせ先］（１、２①～③の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（２④の事業）　卸売市場室　（03-6744-2059）